蒲郡市休日市役所窓口センター事務取扱要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、蒲郡市役所の休日市役所窓口センター（以下「休日窓口」という。）の取扱事務に関し必要な事項を定めるものとする。

（開設日及び開設時間）

第２条　休日窓口の開設日は、日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日とする。ただし、１月１日から同月３日及び１２月２９日から同月３１日までの期間を除く。

２　開設時間は、午前８時３０分から午後５時までとする。

（取扱事務）

第３条　休日窓口において取り扱う事務は、次のとおりとする。

⑴　住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）第１２条及び第１２条の３の規定による住民票の写し等の交付

⑵　住民基本台帳法第２０条の規定による戸籍の附票の写しの交付

⑶　蒲郡市印鑑条例（昭和４９年蒲郡市条例第２８号）第４条の規定による登録、第８条の２の規定による再交付及び第１０条の規定による廃止

⑷　蒲郡市印鑑条例第１１条の規定による印鑑登録証明の申請及び同条例第１２条の規定による印鑑登録証明書の交付

⑸　蒲郡市市民カードの利用等に関する規則（平成１８年蒲郡市規則第６０号）第４条の規定による暗証番号等の登録、第６条の規定による暗証番号等の変更及び第７条の規定による暗証番号等の廃止

⑹　戸籍法（昭和２２年法律第２２４号）第１０条及び第１０条の２の規定による戸籍謄抄本の交付並びに第４８条の規定による受理証明書及び記載事項証明書の交付

⑺　戸籍法第１２条の２の規定による除籍謄抄本の交付

⑻　戸籍法第４章に規定する戸籍届出の受理

⑼　身分証明書の交付

⑽　戸籍届出に伴う住民異動届の受理

⑾　埋火葬許可証の作成及び交付

⑿　税務に関する証明書の交付

⒀　前各号に掲げるもののほか、市民課の事務のうち休日窓口において処理が必要と認める事務

⒁　飼い主不明の犬猫等の死体の処理に係る受付

⒂　引継ぎ又は到達した文書及び物品の収受又は保管

⒃　電話対応

⒄　蒲郡市役所当直規程（昭和３８年蒲郡市訓令第１９号）に規定する当直日誌の記載

⒅　その他市長が別に定める事務

（職員体制）

第４条　休日窓口の職員体制は、市民課の職員２名及び日直の職員１名の合計３名で行うものとする。ただし、日直については、委託することができる。

２　市民課の職員が行う主な事務は、前条第１号から第１３号までに規定する事務とする。

３　日直の職員が行う主な事務は、前条第１４号から第１８号までに規定する事務とする。

（日直勤務の命令）

第５条　人事課長は、日直勤務割当表を作成し、事前に各課（公所）長を経て、日直勤務を命令しなければならない。ただし、日直を委託する場合については、この限りでない。

（利用状況の報告）

第６条　休日窓口に従事した市民課の職員は、当該従事した日の休日窓口の利用状況を手数料日計表に記録し、市民課長へ報告するものとする。

（実施細目）

第７条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

　　　附　則

　この要綱は、平成１０年４月１日から施行する。

　　　附　則

　この要綱は、平成１４年１０月１日から施行する。

　　　附　則

　この要綱は、平成１７年１月１１日から施行する。

　　　附　則

　この要綱は、平成２２年１０月１日から施行する。

　　　附　則

　この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。

　　　附　則

　この要綱は、平成２４年１２月１８日から施行する。

　　　附　則

　この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

　　　附　則

　この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

　　　附　則

　この要綱は、令和５年７月１日から施行する。